

【情報館】・特にことわりのないものは4月1日(水)から申し込みを受け付けます。・費用などの記載がないものは無料です。



お知らせ

国民年金保険料の改定・前納割引

保険料 15,590円(月額)

◆前納割引

4月初旬に納付書を郵送します。前納用の納付書で期限内に納めると保険料が割引になります。

前納額 ▼1年前納：183,760円(3,320円引き) ▼半年前納：92,780円(760円引き)

前納期限 ▼1年・半年前納(4月～9月分)：4月30日(水) ▼半年前納(10月～3月分)：11月2日(月)

問 所沢年金事務所
☎2998-0170

固定資産税の縦覧・閲覧

◆平成27年度固定資産税の縦覧

土地価格等縦覧帳簿または家屋価格等縦覧帳簿で市内の土地または家屋の価格を自己の土地または家屋の価格と比較できます。

縦覧期間 4月1日(水)～6月1日(月)縦覧できる方 ▼納税者(本人) ▼同居の親族 ▼委任状(法人は代表者印を押印) を持参の代理人

持 本人確認書類(運転免許証・パスポート・健康保険証など)

◆固定資産課税台帳の閲覧

平成27年度の本人の資産に関する

価格などが閲覧できます。閲覧期間 平成27年4月1日(水)～28年3月31日(木)

閲覧できる方 ▼納税義務者(本人) ▼同居の親族 ▼委任状(法人は代表者印を押印) を持参の代理人 ▼借地人・借家人 ▼売買・相続などで賦課期日(1月1日)後に所有者になった方など

持 閲覧できる方であることを確認できるもの(賃貸借契約書、登記事項証明書など) および本人確認書類(運転免許証、パスポート、健康保険証など)

手数料 200円/1回(4月1日(水)から6月1日(月)までは、納税義務者は無料)

縦覧場所・問 市役所2階資産課税課
☎2998-9068

高額介護合算療養費の支給

後期高齢者医療保険と介護保険の自己負担額の合計額が一定額を超えた場合、その超過分を支給します。

埼玉県後期高齢者医療保険加入の支給対象者には申請書を郵送しました。問 国民健康保険課(後期高齢者医療担当) ☎2998-9218

住民基本台帳カードの交付を終了

個人番号制度導入により、平成27年1月から個人番号カードの交付が予定されています。それに伴い、住民基本台帳カードの発行は27年12月で終了します。27年12月以前に発行

されたカードは有効期限まで利用できます。また公的個人認証サービスによる電子証明書も、有効期限まで利用できます。問 市民課 ☎2998-9087

保健センター平成27年度検診の受け付け開始

平成27年度に保健センターで実施する検診(胃・肺・大腸・乳・子宮頸がん、骨粗しょう症、成人歯科)の申し込みを4月から受け付けます。詳細は3月に配布した「健康ガイド」をご覧ください。



問 保健センター健康管理課
☎2991-1811

ひとり親家庭等医療費助成制度・児童扶養手当

◆ひとり親家庭等医療費助成制度 対 次のいずれかに該当する18歳までの児童と、その児童を養育している父・母・養育者

①父母が離婚した児童②父または母が死亡した児童③父または母に一定の障害がある児童④その他の理由で父または母がいない児童など 対象となる医療費 保険診療分の自己負担金(高額療養費や付加給付金を除く)

◆児童扶養手当

対 次のいずれかに該当する18歳までの児童を養育している父・母・養育者

①父母が離婚した児童②父または母が死亡した児童③父または母に一定の障害がある児童④その他の理由で父または母がいない児童など 手当月額 ▼児童が1人の場合：42,000円(全部支給) または41,990円～9,910円(一部支給) ▼児童が2人の場合：5,000円を加算 ▼児童が3人以上の場合：1人につき3,000

花づくりから始める身近な景観まちづくり 「とことこガーデン」が今年もオープンします

問 〒359-8501市役所2階都市計画課
☎2998-9192 ☎2998-9163



◆とことこガーデンとは 玄関先や庭に草花や木を植えることで、彩り豊かなまちの景観づくりを進めるものです。玄関先や庭を公開し、訪れた方との交流を深めるモデル事業の一つです。

◆どこで観賞できるの? 都市計画課、まちづくりセンターで配布の「とことこガーデンマップ」や市HP「とことこガーデン」をご覧ください。

◆観賞できるの? 4月分から手当月額を変更します。共通事項 ▼児童が18歳になった年の年度末までが対象 ▼申請が必要 ▼申請者やその配偶者、および同居など生計を同じくしている直系親族・兄弟姉妹の所得制限あり ▼児童が児童福祉施設(母子生活支援施設・通園施設などを除く)などに入所している場合は対象外

問 こども支援課
☎2998-9124

特別児童扶養手当

対 次のいずれかの障害などがある20歳未満の児童を養育している父・母・養育者

①おおむね身体障害者手帳1級～3級、4級の一部、または重度の内科的疾患②療育手帳A、B③精神疾患、血液疾患などで①または②と同程度の障害

手当月額 ▼特別児童扶養手当1級：51,100円 ▼特別児童扶養手当2級：34,030円

留意事項 ▼申請者やその配偶者、および同居など生計を同じくして

「とことこガーデン」で検索(入手できません)。景観まちづくり展示会 日 4月20日(月)～24日(金) 場 市役所1階市民ホール

◆観賞できるの? 4月分から手当月額を変更します。共通事項 ▼児童が18歳になった年の年度末までが対象 ▼申請が必要 ▼申請者やその配偶者、および同居など生計を同じくしている直系親族・兄弟姉妹の所得制限あり ▼児童が児童福祉施設(母子生活支援施設・通園施設などを除く)などに入所している場合は対象外

◆観賞できるの? 4月分から手当月額を変更します。共通事項 ▼児童が18歳になった年の年度末までが対象 ▼申請が必要 ▼申請者やその配偶者、および同居など生計を同じくしている直系親族・兄弟姉妹の所得制限あり ▼児童が児童福祉施設(母子生活支援施設・通園施設などを除く)などに入所している場合は対象外

◆観賞できるの? 4月分から手当月額を変更します。共通事項 ▼児童が18歳になった年の年度末までが対象 ▼申請が必要 ▼申請者やその配偶者、および同居など生計を同じくしている直系親族・兄弟姉妹の所得制限あり ▼児童が児童福祉施設(母子生活支援施設・通園施設などを除く)などに入所している場合は対象外

◆観賞できるの? 4月分から手当月額を変更します。共通事項 ▼児童が18歳になった年の年度末までが対象 ▼申請が必要 ▼申請者やその配偶者、および同居など生計を同じくしている直系親族・兄弟姉妹の所得制限あり ▼児童が児童福祉施設(母子生活支援施設・通園施設などを除く)などに入所している場合は対象外

◆観賞できるの? 4月分から手当月額を変更します。共通事項 ▼児童が18歳になった年の年度末までが対象 ▼申請が必要 ▼申請者やその配偶者、および同居など生計を同じくしている直系親族・兄弟姉妹の所得制限あり ▼児童が児童福祉施設(母子生活支援施設・通園施設などを除く)などに入所している場合は対象外

難病患者見舞金の支給回数を変更

対象者の増加に伴い、制度を維持するため、平成27年度以降、支給を年度1回から1人1回に変更します。また、難病患者の方は「障害者総合支援法」における障害福祉サービス(※)などを利用できる場合があります。必要となる場合がありますので障害福祉課までご相談ください。

重度心身障害児・者の方の医療費(保険診療)にかかる一部負担金を助成

対 次のいずれかに該当する方

①身体障害者手帳1級～3級②療育手帳A、B③精神障害者保健福祉手帳1級④一定の障害があり、埼玉県後期高齢者医療広域連合の認定を受けた方

一定の障害とは ▼身体障害者手帳4級の一部(音声または言語機能障害、下肢機能の著しい障害) ▼精神障害者保健福祉手帳1級、2級 ▼障害基礎年金1級、2級に該当

○いずれも65歳以上で手帳などを新たに取得した方は助成の対象外です。問 障害福祉課 ☎2998-9116